

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年
広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

	改 正 後	改 正 前
第五条 (略)	<p>（職員の資格要件）</p> <p>第四条 保護施設（医療保護施設を除く。次条 及び第六条第三項において同じ。）の長（以 下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭 和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項 各号のいずれかに該当する者若しくは社会福 祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する 社会福祉事業をいう。）に二年以上従事した 者又はこれらと同等以上の能力を有すると認 められる者でなければならない。</p> <p>2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項 各号のいずれかに該当する者又はこれと同等 以上の能力を有すると認められる者でなけれ ばならない。</p>	<p>（職員の資格要件）</p> <p>第四条 保護施設（医療保護施設を除く。次条 において同じ。）の長（以下「施設長」とい う。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第 四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに 該当する者若しくは社会福祉事業（社会福祉 法第二条第一項に規定する社会福祉事業をい う。）に二年以上従事した者又はこれらと同 等以上の能力を有すると認められる者でなけ ればならない。</p> <p>2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項 各号のいずれかに該当する者又はこれと同等 以上の能力を有すると認められる者でなけれ ばならない。</p>
第五条 (略)	<p>（就業環境の整備）</p> <p>第五条の二 保護施設の設置者は、利用者に対 し適切な待遇を行う観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であつて業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより職員の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第五条の三 保護施設の設置者は、感染症や非 常災害の発生時において、利用者に対する処 遇を継続的に行うための、及び非常時の体制 で早期の業務再開を図るための計画（以下「 業務継続計画」という。）を策定し、当該業 務継続計画に従い必要な措置を講じなければ ならない。</p> <p>2 保護施設の設置者は、職員に対し、業務継 続計画について周知するとともに、必要な研</p>	<p>（就業環境の整備）</p> <p>第五条の二 保護施設の設置者は、利用者に対 し適切な待遇を行う観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であつて業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより職員の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第五条の三 保護施設の設置者は、感染症や非 常災害の発生時において、利用者に対する処 遇を継続的に行うための、及び非常時の体制 で早期の業務再開を図るための計画（以下「 業務継続計画」という。）を策定し、当該業 務継続計画に従い必要な措置を講じなければ ならない。</p> <p>2 保護施設の設置者は、職員に対し、業務継 続計画について周知するとともに、必要な研</p>

修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
保護施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第六条 (略)

保護施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第十条 (略)

救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(衛生管理等)

第六条 (略)

救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第十条 (略)

救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第五条の三の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十条第二項（新条例第二十二条、第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。